

## 入札公告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年 2月 16日

加美町長 石山 敬貴

### 1. 入札に付する事項

- (1) 工事番号 加庁整請第1号
- (2) 工事名 令和8年度 加美町新庁舎建設工事
- (3) 工事場所 加美町字矢越11番地1ほか地内
- (4) 工期 契約日の翌日から令和10年 3月31日まで
- (5) 概要

#### 建築工事一式工事

- ・本体施設名称：加美町役場 新庁舎
- ・主要構造・階数：鉄骨造一部木造 3階建
- ・延床面積：
  - 1階 2,378.74 m<sup>2</sup>
  - 2階 2,034.00 m<sup>2</sup>
  - 3階 772.74 m<sup>2</sup>
  - 計 5,185.48 m<sup>2</sup>

#### 工事内容

##### ・建築工事

直接仮設工事、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄骨工事、既製コンクリート工事、防水工事、タイル工事、木工事、屋根及びとい工事、金属工事、左官工事、建具工事、塗装工事、内装工事、ユニット及びその他工事 各一式

##### ・電気設備工事

電灯設備工事、動力設備工事、電熱設備工事、雷保護設備工事、受変電設備工事、発電設備工事、構内情報通信網設備工事、構内交換設備工事、映像・音響設備工事、拡声設備工事、誘導支援設備工事、テレビ共同受信設備工事、監視カメラ設備工事、防犯・入退室管理設備工事、火災報知設備工事、受水槽ポンプ室工事、構内配電線路工事、構内通信線路工事 各一式

##### ・機械設備工事

空気調和設備工事、換気設備工事、衛生器具設備工事、給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、消防設備工事、屋外給水設備工事、屋外排水設備工事 各一式

##### ・昇降機設備工事

エレベーター設備工事 一式

##### ・外構工事

土工、法面工、プレキャスト擁壁工、場所打擁壁工、排水工、舗装工、区画線工、乗入工、

外構構造物工（建築）、撤去工、交通管理工 各一式

職員駐車場整備工（字矢越4、5地内） 一式

（6）支払条件 本件については債務負担行為に係る契約であるため、年度毎の支払い率を次のとおりとする。

支払限度額 令和8年度 請負金額の 27.0% (出来高予定額の90%)

令和9年度 請負金額の 73.0% (残額)

出来高予定額 令和8年度 請負金額の 30.0%

令和9年度 請負金額の 70.0%

（7）施工方式 共同施工方式（JV）

（8）予定価格 2,995,200,000円（税抜）

（9）最低制限価格 設定あり（契約締結後に公表）

※本工事の最低制限価格は、予定価格における各項目について、次の方法で算出する。

（直接工事費×97%）+（共通仮設費×90%）+（現場管理費相当額×90%）+  
(一般管理費等×68%)

予定価格（税抜）の75%～92%の範囲内で設定。

（10）入札方法

ア 条件付き一般競争入札

イ 入札回数は1回とする。

## 2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

加美町令和6・7年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）において、建設工事の登録がされている者で、下記の条件を満たすこと。なお、当該工事に係る入札参加資格は、加美町条件付一般競争入札実施要綱第7条に規定する公告（以下「公告」という。）の日を基準として審査する。

### 記

#### （1）共同企業体の構成員共通の資格

登録業種	建設工事
経営事項審査等	建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者で、県内に本社（店）または支社等の登録を有すること（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有するもの）。 経営事項審査の建築一式工事の総合評定値が950点以上であること。または、建築一式工事の総合評定値が850点以上であり、1級技術者数が7人以上であること。
発注工種における許可工種の営業年数に関する条件	建築一式工事に係る特定建設業の建設業許可を受けた日から引き続き3年以上、同工種の営業を継続していること。

構成員の組み合わせ	上記、経営事項審査等に記載の要件を満たすもの。
構成員の数	2社又は3社（構成員には、加美町内に本社（店）を置くものを必ず1社以上含むこと。）
構成員の最小出資割合	構成員が2社の場合 30% 構成員が3社の場合 20%
構成員に関する条件	共同企業体の構成員は、同一の発注工事において同時に2以上の共同企業体の構成員となることができない。
その他	別紙「加美町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」、「加美町条件付一般競争入札実施要綱」を遵守のこと。

## （2）共同企業体の構成員の資格

### ア 共同企業体の代表者に関する資格

事業所の所在地に関する条件	県内に本社（店）または支社等の登録を有すること（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有するもの）。
企業実績に関する条件	平成28年4月1日以降に、国、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等又は地方公共団体が発注した令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第四号から第十二号に掲げる用途の建築物に該当する、延べ床面積5,000m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築、改築の建築工事を元請として入札公告日までに引き渡しが完了した実績（ただし、共同企業体の実績にあっては、出資割合20%以上の場合に限る。）を有すること。
代表者の出資割合に関する条件	出資割合は、構成員のうち最大であること。
配置技術者の実績に関する条件	平成28年4月1日以降に、国、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等又は地方公共団体が発注した令和6年国土交通省告示第8号別添二による建築物の類型第四号から第十二号に掲げる用途の建築物に該当し、延べ床面積5,000m <sup>2</sup> 以上の建築物の新築、増築、改築で入札公告日までに引き渡しが完了した建築工事に關し、監理技術者として從事した実績（ただし、共同企業体の実績にあっては、出資割合20%以上の場合に限る。）を有すること。
配置技術者に関する条件	① 建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより当該入札参加業者と直接雇用關係のある監理技術者をこの工事現場に専任で配置できること。

	<p>② 監理技術者は、入札期日（4の表に定める開札の期日をいう。）の前日から起算して3か月以上前から引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。</p> <p>③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者。</p>
その他	別紙「加美町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」、「加美町条件付一般競争入札実施要綱」を遵守のこと。

#### イ 共同企業体の代表者以外の資格

事業所の所在地に関する条件	県内に本社（店）または支社等の登録を有すること（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所を有するもの）。
配置技術者に関する条件	<p>① 建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより当該入札参加業者と直接雇用関係のある国家資格を有する主任技術者をこの工事現場に専任で配置できること。</p> <p>② 主任技術者は、入札期日（4の表に定める開札の期日をいう。）の前日から起算して3か月以上前から、引き続き入札参加業者と直接的な雇用関係にある者であること。</p>
配置技術者の資格に関する条件	<p>配置する主任技術者は、次のいずれかの資格を有するものであること。</p> <p>①一級建築士</p> <p>②一級建築施工管理技士</p>
その他	別紙「加美町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」、「加美町条件付一般競争入札実施要綱」を遵守のこと。

#### 3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	加美町総務課契約管財係	0229-63-5256	〒981-4292
工事担当課	加美町新庁舎整備室	0229-63-5255	加美町字西田三番5番地

#### 4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札参加資格確認 申請書類の取得	令和8年2月16日（月）から 令和8年3月2日（月）まで	加美町ホームページ
設計図書等の閲覧	令和8年2月16日（月）から 令和8年3月19日（木）まで	7 設計図書等の閲覧等参照のこと。

入札参加資格申請書等の受付	令和8年2月16日(月) 午前9時から 令和8年3月2日(月) 午後4時まで <u>(持参に限る)</u>	加美郡加美町字西田三番5番地 加美町役場 総務課 ※加美町令和6・7年度競争入札参加資格者名簿(建設工事)において、建設工事の登録がない者は、令和8年3月2日(月)まで登録のこと。
入札参加資格審査結果の承認	令和8年3月5日(木)	登録通知の送付
質問の受付	令和8年2月16日(月) 午前9時から 令和8年3月9日(月) 午後4時まで	加美郡加美町字西田三番5番地 加美町役場 総務課 FAX: 0229-63-2037
質問の回答	令和8年3月16日(月) 午後4時まで	加美町ホームページにて公開する。
入札書等の提出	令和8年3月23日(月) 午後1時30分まで ※当日持参のこと	加美郡加美町字西田三番5番地 加美町役場 3階 第1会議室
開札	令和8年3月23日(月) 午後1時30分から	加美郡加美町字西田三番5番地 加美町役場 3階 第1会議室
入札結果の公表	落札決定後に公表	

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。

(注2) 設計図書等は、当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項をいう。

## 5 入札参加資格の確認等

### (1) 申請書類

入札参加希望者は、次に掲げる書類を正1部提出し、当該工事に係る入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

- ①入札参加資格確認申請書(様式第3号)
  - ②類似工事の実績調書(様式第4号)
  - ③配置予定技術者に関する調書(様式第5号)
  - ④配置技術者との雇用関係が確認できる書類
  - ⑤その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類
  - ⑥入札参加資格通知書返信用封筒(長型3号・110円切手貼付)
- ※このほか各様式で求める資料を添付のこと。

### (2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

入札参加資格確認申請書等は持参にて提出するものとし、封筒には「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

### (3) 提出期限および提出場所

4の表に示すとおりとする。

#### (4) 審査結果の通知等

- ア 入札参加資格の有無については、4の表に示す期日に通知する。
- イ 入札参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。
- ウ イの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を加美町総務課へ提出するものとする。

### 6 疑義事項

- (1) 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、4の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
- (2) 質問書に対する回答書は、4の表に示す期日まで加美町ホームページにて公表する。

### 7 設計図書等の閲覧等

設計図書等の閲覧は4の表に示す期間に加美町ホームページへ掲載する。閲覧を希望するものは、「設計図書等の閲覧申込書」により閲覧用パスワードを請求すること。

### 8 入札方法等

#### (1) 入札書の提出

- ア 入札書等の提出は、入札公告に示す日時・場所に持参しなければならない。
- イ 入札書等は、入札書及び工事費内訳書を封筒に入れ、封かんの上、開札日、入札に係る工事番号及び工事名並びに入札者の名称を表記すること。
- ウ 一つの外封筒に二つ以上の入札書等を同封してはならない。
- エ 代表企業の代表者以外の者が、上記の書類を提出する場合は委任状を提出すること。

- (2) 開札の日時及び場所は4の表に示すとおりとし、入札者又はその代理人は開札に立ち会う事が出来る。立会者は入札者あたり3名までとする。
- (3) 入札は1回のみとし、再度の入札は行わない。

### 9 入札保証金

免除する。

### 10 積算内訳書の提出について

- (1) 入札に際し、入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書は担当者が確認の後、町にて保管する。
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合又は数量・単価・諸経費等の内訳が不明な場合については、失格とする。

### 11 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに「加美町建設工事条件一般競争入札及び指名競争入札参加心得」において示した入札に関する条件等に違反した入札は無効とする。

(2) 入札参加資格を有すると確認された者であっても、入札時点において、2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった者のした入札は無効とする。

#### 1.2 落札者の決定方法

予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

#### 1.3 契約保証金

契約金額の10分の1以上の金額とする。

#### 1.4 その他

- (1) 本工事の応札者が1社(共同体)の場合でも、本入札は有効とする。
- (2) 入札参加者は、別紙「加美町建設工事条件付一般競争入札及び指名競争入札参加心得」、「加美町条件付一般競争入札実施要綱」を熟読し、遵守すること。
- (3) 落札者と加美町とは、この工事請負の仮契約を締結するものとし、当該仮契約書は加美町議会において議決された場合にのみ、議決年月日をもって、地方自治法第234条第5項の規定に基づく契約書とみなすものとする。